

議会基本条例を **可決**

全会一致

定例会：12月7日～15日の
3日間
臨時会：11月2日・30日、
12月21日

定例会&臨時会

特集

情報公開と町民参加を原則とした議会運営の基本事項を定め、議会の活性化と町民の皆様から関心を持たれる開かれた議会を目指すことを目的に、町民の皆様と議会との約束事として制定し、平成23年4月から実施するものです。

現在、地方自治法の下、議会活動を行っています。この条例は当たり前のことばかりではないかとの声もありますが、この条例では、地域に出向き議会報告会の開催や、請願を政策提案と位置づけ請願者の意見を聴取することを設けています。また、議会の議決事項を拡大して、透明性の高い町行政を推進することを定めています。ここでは、この条例を要約して紹介します。

賛否討論

賛成討論

議会が住民に対しての意思表示、また約束事として、この条例が議会改革の力となり、さらなる前進をするために賛成します。



▲議会ホームページ、各コミセン、議会事務局などで議会基本条例が閲覧できます。

議会の活動原則

- 1 議会は、町民の代表機関であることを自覚し、執行機関が行う町政運営を公正にチェックします。
- 2 議会は、町民の多様な意見を基に研究を行い、政策立案に取り組みます。
- 3 議会の情報公開に取り組み、説明責任を果たします。
- 4 町民にわかりやすい議会運営のために、会議規則などを継続的に見直します。
- 5 町民の傍聴意欲を高めるような議会運営に努めます。

議員の活動原則

- 1 議員は、議会の構成員として町民全体の福祉の向上を目指して活動します。
- 2 議員の情報収集能力を高めるとともに、調査研究に努め、町民の代表として活動します。
- 3 政策水準を高めるために、議会制度の重要な要素である議員間における責任ある自由な討議を進めます。
- 4 議員として、議会活動を最優先します。

会派

- 1 合議機関である議会において、議員は政策などと同じくするもの同士が集団として活動します。

情報の公開

- 1 本会議・委員会などすべての会議を原則として公開します。
- 2 ホーページなどで広く情報公開に努めます。

町民参加と町民との協働

- 1 議会は、町民との対話の機会を多様に設け、議会報告会を開催します。
- 2 法律の制度を活用し、町民の専門的識見などを議会に反映させるよう努めます。
- 3 請願を町民の政策提案と位置づけ、提案者の意見を聴取する機会を設けます。
- 4 町民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図ります。

緊張関係の保持

- 1 議会審議における議員と町長など執行機関との緊張関係の保持に努めます。
- 2 論点、争点を明確にするため、代表質問・一般質問を一問一答方式で行います。
- 3 議員の質問などに対して論点、争点を明確にするため、議長の許可により町長などは逆質問ができるものとします。

新規事業などの説明資料の提供

- 1 政策水準を高める議論を行うため、新規事業などの資料を提供し、説明に努めるよう町長に求めます。
- 2 議会は、町長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、執行後の政策評価に役立つような審議に努めます。

予算・決算時の説明資料の提供

- 1 町長が、予算案や決算を議会に提出するに当たり、町民の代表である議員が審議を深めやすいよう、わかりやすい説明資料の作成に努めるよう町長に求めます。

議決事件の拡大

- 1 町政全般にわたる重要な計画などについて、議会と町長などが町民に対する責任を共に担うことにより、計画的で町民の視点に立った透明性の高い町行政を推進します。

自由討議の保障

- 1 議会は、より良い結論に導くための討議の場であることを確認し、議員間の討議を中心とした運営に努めます。
- 2 議会は、議案審議などの結論を出す場合、議員間で十分に討議を尽くして合意形成に努め、町民に対し結果の説明責任を果たします。

委員会の適切な運営

- 1 新たに生じる行政課題などに対し、委員会の持つ専門性を生かして、適切に対応します。
- 2 委員会は、積極的に懇談会などを開催し、町民と自由に意見交換を行うよう努めます。
- 3 委員会は、積極的に政策、条例、意見書などの案を提出するよう努めます。

政務調査費の執行

- 1 播磨町議会政務調査費の交付に関する条例を遵守し、適正に執行するとともに、透明性を確保します。

議員研修の充実強化

- 1 議員の資質、政策立案能力向上のため、議員研修の充実強化に努めます。

議会事務局の体制整備

- 1 議会、議員の政策立案機能を高めるため、事務局の体制整備と強化に努めます。

議会図書室の充実

- 1 議会図書室の充実に努めます。

議会広報の充実

- 1 議会は、町政の重要な情報を町民に周知するよう努めます。
- 2 議員の活動を町民が評価できるよう努めます。
- 3 情報技術の発達を踏まえた広報の充実に努めます。

議員の政治倫理

- 1 議員の政治倫理は、別の条例で定め、その条例を規範として遵守します。

議員定数と議員報酬

- 1 議員定数と議員報酬は、別の条例で定めます。
- 2 議員定数と議員報酬の改正は、行財政改革の側面だけでなく、町政の現状や将来展望などを踏まえて総合的に検討し、また参考人制度や公聴会制度を活用して、広く町民の意見を聴取するなどして判断します。
- 3 議員定数と議員報酬の改正案を委員会や議員が提出する場合、明確な理由をつけます。

最高規範性

- 1 議会基本条例は、播磨町議会における最高規範とします。
- 2 一般選挙後、この条例に関する研修を行います。

見直し手続と施行日

- 1 この条例の目的が達成されているか検証するとともに、必要に応じて議会関係条例の改正を行います。
- 2 平成23年4月1日からこの条例を実施していきます。

議員の思い

▶今回の説明会は、4コミセン33人ほどの参加者でした。自治会での回覧や議会のホームページ、新聞などで参加を呼びかけましたが、今後の反省材料としてPRの努力をしていきたいと考えています。

▶私たちは地方自治法の下で活動を行っています。この条例の中で新たに定められた議会議決事項や議会報告会などは、議会改革の起爆剤になると思います。

説明会での住民の声

- ▶住民の参加が少ないのは、議員の努力不足ではないか。
- ▶この条例は当たり前のことばかりだが、あえて条例にする意味はあるのか。
- ▶参加して議会のことに興味を持てた。今後に期待したい。
- ▶反問権や議員間の自由討議を、今まではできていなかったのか。
- ▶議員の資質を高め、襟を正してほしい。